

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 3 月 3 日

株式会社N o. 1

吸収合併に係る事後開示書面

2025年3月3日

東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
株式会社N o. 1
代表取締役 社長執行役員 辰巳 崇之

株式会社N o. 1（以下「当社」といいます。）及び株式会社オフィスアルファ（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、両社の間で2025年1月30日付で吸収合併契約を締結し、2025年3月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたしました。

本合併に際し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併の効力発生日

2025年3月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収合併の差止請求の経過

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社だったため、本合併に関して差止請求はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求の経過

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社だったため、本合併に関して反対株主の買取請求はありません。

(3) 新株予約権買取請求の経過

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続の経過

吸収合併消滅会社は、会社法第789条に基づき、2025年1月31日付で官報公告の方法により、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに

異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 吸収合併の差止請求（会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続）の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続の経過

当社は、会社法第 799 条に基づき、2025 年 1 月 31 日付で電子公告及び官報公告の方法により、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日である 2025 年 3 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社より吸収合併契約に記載された資産、負債、契約その他の権利義務の一切を吸収合併契約の定めに従って承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2025 年 3 月 14 日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙：吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

(次頁以降に添付)

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2025 年 1 月 31 日

株式会社 N o . 1

株式会社 オフィス アルファ

吸収合併に係る事前開示書面

2025年1月31日

(吸収合併存続会社) 東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
株式会社N o. 1
代表取締役 社長執行役員 辰巳 崇之

(吸収合併消滅会社) 東京都江戸川区南篠崎町一丁目7番14号
株式会社オフィスアルファ
代表取締役 竹澤 薫

株式会社N o. 1 (以下「吸収合併存続会社」といいます。) 及び株式会社オフィスアルファ (以下「吸収合併消滅会社」といいます。) は、両社の間で別紙1の通り2025年1月30日付の吸収合併契約を締結し、2025年3月1日を効力発生日とする吸収合併 (以下「本合併」といいます。) を実施することといたしました。

本合併に際し、会社法第794条1項及び会社法施行規則第191条、並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり事前開示いたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併に該当します。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1記載のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項
該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併当事者各社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙 1 : 吸収合併契約書

(次頁以降に添付)

吸収合併契約書

株式会社N o. 1（以下「甲」という。）及び株式会社オフィスアルファ（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社N o. 1

住所：東京都千代田区内幸町一丁目5番2号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社オフィスアルファ

住所：東京都江戸川区南篠崎町一丁目7番14号

第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、乙の全株式を保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年3月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（機関決定）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手続その他法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第8条（従業員の処遇について）

甲は、本効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引継ぎ、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとする。但し、甲から乙への出向社員については雇用契約の承継によらず、効力発生日到来をもって出向終了により甲に復帰する形とする。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第10条（本合併の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本合併を中止し、若しくは本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに本合併に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、又は前条に従い本合併が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。本契約を書面によらず電磁的方法により締結する場合は、本書の電磁的記録を作成し、内容について甲及び乙が合意の後、電子署名を施し、各自電磁的記録を保管する。

2025年1月30日

(甲)

住 所：東京都千代田区内幸町一丁目5番2号

会社名：株式会社No. 1

代表者：代表取締役 社長執行役員 辰巳 崇之

(乙)

住 所：東京都江戸川区南篠崎町一丁目7番14号

会社名：株式会社オフィスアルファ

代表者：代表取締役 竹澤 薫

別紙２：消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

(次頁以降に添付)

第12期

事 業 報 告

自 2023年3月1日
至 2024年2月29日

株式会社 オフィスアルファ
東京都江戸川区南篠崎町1-7-14

事 業 報 告

（ 自 2023 年 3 月 1 日
至 2024 年 2 月 29 日 ）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症収束と社会経済活動の両立により、経済活動は正常化に向かうものの、不安定な国際政治情勢による世界経済の混乱、世界的な資源高に円安も加わり、急激な物価上昇傾向など依然として予断を許さない不透明な状況が続きました。

当社が属するOA機器業界におきましては、世界的なペーパーレス化が進行する中、複合機市場をはじめとしたOA機器市場の成長は鈍化傾向にあります。

このような経営環境のなか、当社は、中古複合機販売事業においては新台リプレース活動の鈍化による撤去複合機の減少とそれに伴う市場買取価格の上昇圧力に対処する施策を実施しました。しかし販売数減少による売上減少と仕入原価上昇が影響し営業赤字に転落しました。設置工事業においては、自社工事対応エリア拡大によりの受託件数の増加に注力しました。また、官公庁の入札事業においては、オフィスアルファ入札率は減少したものの株式会社No.1及び代理店落札率が増加したため売上高は減少しましたが工事利益は確保できました。

その結果、当事業年度における売上高は301,085千円（前期比9.2%減）、経常利益は21,696千円（前期比76.7%増）、当期純利益は17,126千円（前期比52.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当する事項はございません。

(3) 資金調達

該当する事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する中古複合機市場は、市場縮小による利益率の減少が永らくの課題となっています。そのような経営環境の中、今後の当社が対処すべき課題としましては、複合機以外の再販商品の開拓が急務となります。また従来撤去品として産廃処理していた什器類を中心とする物品についてはSDGsの観点も踏まえて資源としての有価買取先との取引を開始します。工事部門においては外注業者委託による機会利益の損失を抑えるため内製化のための工事作業員増員と育成を積極的に進めます。

以上により、当社は企業価値を高め、より一層の業務の拡大と利益の向上に努めてまいります。

(5) 直前事業年度の財産及び損益の状況

(1株当りの情報は円単位、その他は千円単位)

区 分	第 10 期	第 11 期	第 12 期
	自 2021年 3月1日 至 2022年 2月28日	自 2022年 3月1日 至 2023年 2月28日	自 2023年 3月1日 至 2024年 2月29日
売 上 高	305,159	331,609	301,085
経 常 利 益	△9,949	12,277	21,696
当 期 純 利 益	△10,178	11,264	17,126
1株当り当期純利益	△101,784	112,648	171,267
総 資 産	85,915	95,076	97,642
純 資 産	39,385	50,650	67,777
1株当り純資産	393,857	506,505	677,773

(6) 重要な親会社および子会社の状況

当社の親会社は株式会社N o. 1で、同社は当社の株式を100株（出資比率100%）保有致しております。

(7) 主要な事業内容

当社は、中古オフィスオートメーション機器の販売並びに保守・工事事業を主要な事業としております。

(8) 主要な営業所の状況（2024年2月末日現在）

名称	所在地
本 社	東京都江戸川区

(9) 使用人の状況

該当する事項はございません。

(10) 主要な借入先の状況（2024年2月末日現在）

該当する事項はございません。

(11) その他当社の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式数 100万株
- (2) 発行済株式の総数 100株
- (3) 当事業年度末の株主数 1名
- (4) 大株主

株主名	持株数	出資比率
	株	%
株式会社 No. 1	100	100.0
計	100	100.0

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はございません。

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役に関する事項

当社の当事業年度末時点における取締役及び監査役は下記の通りであります。

地位	氏名
代表取締役	平瀬和宏
取締役	久松千尋
取締役	伊達雅史
監査役	山本貴則

決算報告書

(第 12 期)

自 2023 年 3 月 1 日
至 2024 年 2 月 29 日

株式会社 オフィスアルファ

東京都江戸川区南篠崎町 1-7-14

貸借対照表

2024年2月29日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
【流動資産】	【 91,530 】	【流動負債】	【 29,683 】
現金及び預金	51,387	買掛金	22,850
売掛金	30,900	未払金	1,683
商品	9,001	前受金	181
前払費用	196	未払法人税	2,218
未収金	44	未払消費税等	2,633
【固定資産】	【 6,112 】	リース債務	104
(有形固定資産)	(2,186)	前受収益	11
建物附属設備	2,284		
リース資産	474	【固定負債】	【 182 】
減価償却累計額	△572	長期リース債務	165
(投資その他の資産)	(3,926)	長期前受収益	17
繰延税金資産(固定)	3,926		
		負債の部合計	29,865
		純資産の部	
		【株主資本】	【 67,777 】
		(資本金)	(10,000)
		資本金	10,000
		(利益剰余金)	(57,777)
		繰越利益剰余金	57,777
		純資産の部合計	67,777
資産の部合計	97,642	負債及び純資産の部合計	97,642

損益計算書

自 2023年 3月 1日
至 2024年 2月 29日

科 目	金 額	千円
【純売上高】		
O A 売上	188,258	
保守売上	111,597	
その他売上	1,230	
売上値引高	△1	
【売上原価】		301,085
売上総利益		258,780
【販売費及び一般管理費】		(42,304)
給与手当	9,237	
法定福利費	1,792	
福利厚生費	30	
旅費交通費	221	
通信費	219	
社宅家賃	350	
地代家賃	1,783	
広告宣伝費	1,416	
租税公課	43	
減価償却費	252	
賞与	439	
求人費	440	
交際接待費	38	
水道光熱費	256	
消耗品費	375	
運賃	135	
顧問料等	2,219	
支払手数料	1,028	
貸倒損失	358	
諸会費	30	
営業利益		20,667
【営業外収益】		(21,636)
受取利息	0	
雑収入	75	
【営業外費用】		75
雑損	16	
経常利益		16
税引前当期純利益		(21,696)
法人税等		(21,696)
法人税等調整額		3,408
当期純利益		1,160
		(17,126)

株主資本等変動計算書

自 2023 年 3 月 1 日 至 2024 年 2 月 29 日 単位 千円

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	10,000	40,650	40,650	50,650	50,650
当期変動額					
当期純損益金		17,126	17,126	17,126	17,126
当期変動額合計	—	17,126	17,126	17,126	17,126
当期末残高	10,000	57,777	57,777	57,777	67,777

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

事業年度の末日における発行済株式の総数 100株

第 12 期

附 属 明 細 書

自 2023 年 3 月 1 日

至 2024 年 2 月 29 日

株 式 会 社 オフィスアルファ

東京都江戸川区南篠崎町1-7-14

目次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 販売費及び一般管理費の明細

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	2,114	-	-	165	1,949	335	2,284
	リース資産	331	-	-	94	237	237	474
	計	2,446	-	-	260	2,186	572	2,758

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

	金額	摘要
給与手当	9,237	
法定福利費	1,792	
福利厚生費	30	
旅費交通費	221	
通信費	219	
社宅家賃	350	
地代家賃	1,783	
広告宣伝費	1,416	
租税公課	43	
減価償却費	252	
賞与	439	
求人費	440	
交際接待費	38	
水道光熱費	256	
消耗品費	375	
運賃	135	
顧問料等	2,219	
支払手数料	1,028	
貸倒損失	358	
諸会費	30	
合計	20,667	

監査報告書

私は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年4月10日

株式会社オフィスアルファ

監査役 山本 貴則

